

○情報システムの利用に関する規程

〔平成20年9月26日
法人規程第55号〕

改正 平成22年法人規程第6号
平成25年法人規程第15号
平成25年法人規程第40号
平成30年法人規程第16号
平成30年法人規程第40号

情報システムの利用に関する規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第90条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）の情報システム（本学が保有又は管理している情報システムをいう。以下単に「情報システム」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の原則)

第2条 情報システムは、本学の教育、研究及び社会貢献の観点から必要と認められる場合その他本学の運営上必要と認められる場合並びに共同利用・共同研究による教育研究のため必要と認められる場合に利用することができるものとする。

(利用者の範囲)

第3条 情報システムを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の役員及び職員
- (2) 本学の学生（科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生、法曹学修生、特別学修生及び日本語研修生を含む。）
- (3) 筑波大学又は旧国立学校設置法（国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第117号）第2条の規定による廃止前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）をいう。）の規定により設置されていた筑波大学、筑波大学医療技術短期大学部、図書館情報大学若しくは東京教育大学の名誉教授
- (4) 国立大学法人筑波大学研究員受入規則（平成17年法人規則第53号）第2条に規定する研究員
- (5) 国立大学法人筑波大学共同研究取扱規程（平成16年法人規程第45号）第9条に規定する企業等共同研究員
- (6) 共同利用・共同研究の場合には、本学以外の大学（短期大学を含む。）、高等専門学校及び大学共同利用機関の教員、学生及びこれに準ずる者

- (7) 本学全体の立場から情報環境機構長が必要と認める者
- (8) その他個別の情報システムを管理する当該組織の長(以下「情報システム責任者」という。)が必要と認める者

(利用の申請及び承認等)

第4条 情報システム責任者は、情報システムを利用させるに当たっては、原則として、情報システムを利用しようとする者に、情報システムごとに情報システム責任者が別に定める方法により利用の申請を行わせるものとする。

2 情報システム責任者は、前項の申請に対し情報システムの利用の承認をしたときは、当該情報システムの利用方法等に係る必要事項について、利用を承認した者(以下「利用者」という。)に周知するものとする。

(経費の負担)

第5条 情報システム責任者は、利用者に対し、必要に応じて、情報システム責任者が別に定める方法により、情報システムの利用に係る経費の負担を求めることができる。

(利用状況の報告等)

第6条 情報システム責任者は、利用者に対し情報システムの利用に係る事項について、必要な報告を求めることができる。

(利用者の責務)

第7条 利用者は、情報システムの利用に当たっては、法人規則等を遵守するとともに、情報システム責任者の指示に従わなければならない。

(変更等の届出)

第8条 利用者は、申請内容に変更等が生じた場合には、速やかに、情報システム責任者に届出なければならない。

(事故・障害等の連絡)

第9条 利用者は、情報システムの異常を発見した場合には、直ちに、当該情報システム責任者等に連絡しなければならない。

(障害等の解消への協力)

第10条 利用者は、異常が発生した情報システムの問題解決に協力しなければならない。

(利用承認の取消し等)

第11条 情報システム責任者は、利用者がこの法人規程その他の法人規則等に違反し、又は情報システムの運用に重大な支障を生ぜしめたと認めたときは、その利用の承認を取消し、又は

その利用を停止することができる。

(損害賠償)

第12条 学長は、利用者が故意又は重大な過失により情報システムの設備等を損傷、紛失等したときは、その損害を弁償させるものとする。

(部局細則への委任)

第13条 この法人規程に定めるもののほか、個別の情報システムの利用等に関し必要な事項は、部局長及び教育研究施設の長（次項において「部局長等」という。）が、部局細則で定めるものとする。

2 部局長等は、前項の部局細則を定め、又は改廃した場合は、速やかに学長に報告するものとする。

(雑則)

第14条 この法人規程に定めるもののほか、情報システムの利用等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成20年9月26日から施行する。

附 則（平22.3.24法人規程6号）

この法人規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平25.2.28法人規程15号）

この法人規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平25.3.28法人規程40号）

この法人規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平30.2.22法人規程16号）

この法人規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平30.3.22法人規程40号）

この法人規程は、平成30年4月1日から施行する。